

農委広報やまがた

穂豊帆 21

[hohoho 21]



令和 8 年 5 月
(2026年)

第 **231** 号

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線773)



株式会社ひらぶき農園

南沼原地区でお米を中心にトマト、キュウリ、大豆などを生産しています。
農業と地域を支え未来に寄り添い、大自然の恵みを次の世代へつなげています。

● 農業委員会の活動報告

- * 地区別農政懇談会開催 2 P
- * 女性農業者の集い開催 3 P
- * 女性の農業委員会活動推進シンポジウム 3 P

● 地域情報

- * みんなの広場 (峯田 元一さん) 4 P

● お知らせ

- * 全国農業新聞 2 P
- * 農地パトロール実施のお知らせ 4 P
- * 令和 8 年賃借料情報について 4 P
- * 農地中間管理事業の利用について 5 P
- * 農業者年金現況届について 6 P
- * 許可等日程のお知らせ 6 P

International Year of the Woman Farmer

2026 年は「国際女性農業従事者年」(国連食糧農業機関)

地区別農政懇談会を開催しました

市内21地区において、農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって地区別農政懇談会を開催し、たくさんの皆様より参加をいただきました。

懇談会では、各地区の農業を取り巻く諸問題等について、次のような意見・要望がありました。これらについて、今後、農業委員会で協議を行い、市、県、国や関係機関に提言・要望してまいります。

(内容一部抜粋)

【経営支援・機械・資材】

- ・パイプへのペンキ塗りなど施設の長寿命化のための費用も補助対象としてほしい。
- ・大型機械化が進んでいるため、認定農業者経営改善計画支援事業の補助金の上限額を一律150万円としてほしい。また、同支援事業の市の予算額を増やして欲しい。
- ・山形市の農業資材、燃料油価格高騰への対策について、今後も継続的な支援をお願いしたい。
- ・園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金(県)について、団体だけでなく個人の場合にも補助してほしい。

【新規就農者支援】

- ・市と農機具メーカーとが協力をし、て農機具の操作講習会ができれば良いと思う。

【高温・気候変動対策】

- ・高温に強い品種への転換に伴う種苗や遮光資材、肥料、ポンプ等の補助金も引き続きお願いしたい。
- ・近年温暖化が常態化しているため、農作物管理のアドバイスを強化してほしい。
- ・サクランボ等に高温対策の補助金が出たが、毎年高温になる事が予想されているため、恒常的な補助をお願いしたい。
- ・近年、四季ではなく夏冬の二季になってきている。高温対策について早めの対策事業・情報をお願いしたい。

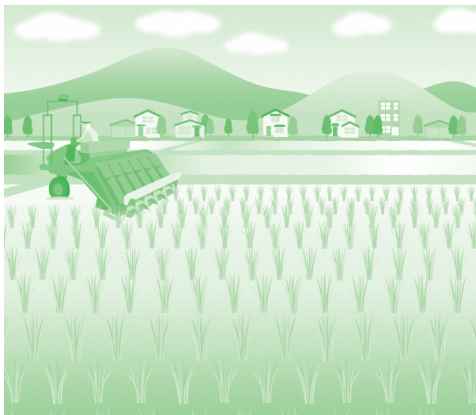
【鳥獣被害対策】

- ・被害状況、先進地の事例紹介、補助事業の活用方法、現地状況の聞き込み等、再発防止や被害食い止めのため、地域農家およびJA支店へ詳細な情報を発信してほしい。

- ・二ホンジカの被害状況を詳しく教えてほしい。早めの対策をお願いしたい。
- ・耕作放棄地や放棄された果樹が餌になっている。樹木の伐採に補助を出しているが、引き続き対策してほしい。

【水田農業支援】

- ・生産調整のための団地化をすすめるにあたって面積要件を緩和してほしい。また、効率化を重視し、角付けでも面積要件に認められるようにしてほしい。
- ・充実した山形市転換作物(そば)の助成金政策をお願いしたい。
- ・水稲直播における通水時期の調整を柔軟にしてほしい。



【遊休農地対策】

- ・耕作放棄地が増えている。耕作放棄地の解消を含め、行政も現場を見て対応できないか。

【その他】

- ・農業所得の向上を図る施策が必要だと思う。
- ・樹園地のマッチングについて、農地意向調査が生かされていないと思う。

全国農業新聞は、週刊の農業専門紙として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

週刊 金曜日発行
月900円、年10,800円(消費税込み)

◎申し込みは農業委員会事務局、または農業委員へお問い合わせください。



女性農業者の集い開催

令和8年2月2日、寒河江市の株式会社ういこファーム代表取締役渡邊初子さん（渡辺農園・さくらんぼジャパン）をお招きしてご講演を頂きました。他業種の仕事をされていた渡邊さんがなぜ山形で農業に関わる事になったのか、慣れない農業での苦労話、沢山の困難を経験されたからこそのお話ばかりでした。

そして、それらの経験を経て、女性農業者同士の職業的繋がりへの乏しさに危機感を感じた渡邊さん。女性農業者の任意団体「やまがた農業女子ネットワークあぐっと」の立ち上げに尽力されました。農業・家事・育児・介護など抱えるものが違っても、悩みを抱える仲間と共に、継続的に学び、農業の明るい未来を目指して精力的に活動されています。そんな渡邊さんだからからこそその視点や発想が、新しい風を吹かせているように感じました。

講演終了後は、グループディスカッションで参加者同士の想いを共有しました。

第二部では、野菜をふんだんに使ったお弁当を頂きながら、さらに交流を深めました。



女性の農業委員会活動推進シンポジウム参加

令和8年3月4日、東京砂防会館にて女性の農業委員会推進シンポジウムが、全国の女性の農業委員、農地利用最適化推進委員、513名の参集のもと開催されました。

基調講演では、「人のつながりで拓く農業の未来」と題し北海道大学大学院准教授小林国氏よりお話を伺いました。

正解が分からない時代だからこそ「つながり」「関係性を耕す」ことが大切になってくる。近年の状況は、複雑化する問題の原因の相互関係、利害関係の多さ、一つ解決すれば別の問題が起る、など多様化、複雑化しています。

では、農業委員会に求められる役割とは？かかわる人たちと共に「問題を解決する」のではなく、「意味を作り上げていくこと」とまとめられました。

事例報告は、山形県鶴岡市の農業委員 工藤久子氏、伊藤由紀子氏より発表がありました。さくらんぼの被り物をかぶり、「地域や世代を超えたネットワークづくり」と題して、地域計画や交流の場でファシリテーターとして活躍するまでを笑いをまじえて話してくださいました。

その中でも印象に残ったのは、山形県農業会議主催の「農業ファシリテ

ター養成研修会」に鶴岡市から3名参加し、話しやすい環境づくり・参加者の主体性を引き出すコツ・全員が発言できる、明るく前向きな雰囲気づくりを学び、実践し成果をあげていることでした。地域計画や農業者わくわくワークショップの様子が写真で紹介されましたが、参加者の笑顔が印象に残りました。

農業委員、農地利用最適化推進委員として、一人の農業者として話し合いの真ん中でスマイル！笑顔！で活躍されていました。

その後、パネルディスカッションでは、人が育ち地域が続くために、担い手支援・人材育成と農業者年金の大切さを、パネリストのそれぞれの立場から発言されました。

発表者の熱意と会場の熱気に圧倒された時間でした。

（農業委員 遠藤 紀江）

令和8年度 農家のしおり

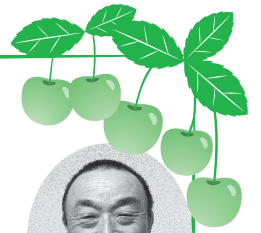
市の確認や手続きなどに関する農地法補助事業などができます。



ダウンロードはこちらから



みんなの広場



「楽しみな第二の人生」

大曾根地区 峯田元一さん

私は現在、西部に位置する大曾根地区の上反田に住んでいます。ただ、生まれたのは同じ地区の滝平です。今住んでいるところから更に西へ4キロほど行った中山間地です。以前はその滝平で両親がサクランボ、ブドウ、リンゴを栽培し農業をしていました。その当時は滝平の戸数も50戸以上あり、果樹・酪農で生計を立てていた人が多くいたと記憶しています。現在は戸数半減、農業で生計を立てている方は2〜3名になってしまいました。

私は高校卒業後、両親がやっている果樹農家を継がず就職し現在に至っています。就職した会社が農業関係でしたので、ここ20年は農業施設の設計、施工に携わってきました。東日本大震災後に宮城県亘理町、山元町いちご団地の施工に関わる事が出来たのは印象に残る思い出です。そのほか地元山形市でもセリリー団地やきゅうり団地の施工もさせていただきました。また、ここ最近では異常気象が続いており、各地で大規模な農業関連の被害が発生しております。大雪でパイプハウスが倒壊した福島県会津地方にも出向き、建て替え工事を数件させてもらいました。今年春先の報道では、青森県、秋田県など大雪で果樹の枝折れ、そして農業施設の倒壊がありました。一日も早い復旧作業が望まれます。

私は今年3月末で会社を退職するので、今後は両親が残してくれた果樹畑を整地・整備していきたいと考えております。この畑を拠点にこれから妻の理解を得て、自分でできる事を無理せず少しずつやっていこうと考えています。これまでの生活と異なる第二の人生が楽しみです。



農地パトロール 実施のお知らせ

耕作されなくなった遊休農地は、荒廃が進むと雑草や害虫発生により周辺農地に悪影響を与えるだけでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。このような遊休農地の解消と発生防止のため、山形市農業委員会では、毎年8月頃に「農地パトロール」を実施しています。遊休農地が見つければ、所有者に営農再開や草刈りなどの管理をお願いします。調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

このように遊休農地の解消と発生防止のため、山形市農業委員会では、毎年8月頃に「農地パトロール」を実施しています。遊休農地が見つければ、所有者に営農再開や草刈りなどの管理をお願いします。調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

〈遊休農地の利用意向調査について〉

「農地パトロール」で見つかった遊休農地の所有者を対象として、毎年、遊休農地に係る利用意向調査を実施しています(11月頃予定)。この調査は農地法で定められたもので、遊休農地の今後の利用について、所有者の方の意向をお尋ねするものです。調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。

〈遊休農地に対する固定資産税の課税強化について〉

農地については固定資産税が軽減(軽減割合0.55)されていますが、次の①、②両方の条件に該当し、農業委員会から「農地中間管理機構との協議の勧告」を受けた場合は軽減されません。新たに軽減を受けられなくなった農地の固定資産税は、これまでより高額になります。

- ①農地として利用できるにも関わらず、耕作あるいは草刈りなどの維持管理がされていない。
- ②「遊休農地に係る利用意向調査」で農地中間管理機構への貸付を希望しない。

〈農地の遊休化防止について〉

農地は一度荒らしてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用が掛かります。定期的に草刈りを行うなど適正に管理して、農地の荒廃化を防ぎましょう。また、営農継続、管理の難しい方は、農地中間管理機構への貸付もご検討ください。(詳しくは5ページをご確認ください。)

令和8年 山形市賃借料情報について

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料の動向について、「令和8年山形市賃借料情報」を作成しました。事務局窓口での配布のほか、山形市のホームページからもダウンロードすることができます。農地の賃貸借契約締結の参考にご活用ください。



農地中間管理事業による農用地等の貸借について

「農地中間管理事業」とは、農地中間管理機構が農地を貸したい方(出し手)から農地をまとめて借り入れ、耕作を希望する担い手農業者等(受け手)にまとまりのある形で貸し付けする制度です。地域計画区域内では、地域計画目標地図を実現するために、地域計画に沿った農地の集約化を推進します。

【対象となる農用地等】

市街化区域以外の農用地等
※受け手がいない農地・耕作困難農地を除く

【農用地等の貸付先となる担い手農業者】

- 地域計画区域内
地域計画の目標地図で、対象農用地等の「農業を担う者」に位置付けられている農業者
- 地域計画区域外
 - ① 認定農業者
 - ② 認定新規就農者
 - ③ 経営面積1.5ha以上の農業者
 - ④ 上記以外で、対象農用地等のある地域の地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に掲載されている農業者

【利用申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、受付窓口へご提出ください。(申込書の様式は受付窓口に設置)

【利用申込受付窓口】

- ・山形市農協アグリセンター
- ・山形農協各支店・営農センター

【利用申込受付期間】

- ① R8.5.1(金)～R8.6.26(金)《R8.11 貸借開始見込》
- ② R8.6.29(月)～R8.8.28(金)《R9.1 貸借開始見込》
- ③ R8.8.31(月)～R8.11.27(金)《R9.4 貸借開始見込》
- ④ R8.11.30(月)～R9.1.29(金)《R9.6 貸借開始見込》

利用にあたっての留意事項

- 要件を満たさない場合は、農地中間管理事業を利用できません。(詳しい要件は市HPをご確認ください。)
- 毎年、年間賃料の0.75%の手数料が、出し手・受け手双方に発生します。
- 各地域の地域計画において「地域内の農業を担う者一覧」に掲載されていない農業者の方が地域計画区域内の農地の借受を希望する場合は、事前に農政課にご相談ください。



↑市 HPはこちら

農地中間管理機構特例事業による農用地等の売買について

「農地中間管理機構 特例事業」とは、規模縮小や離農しようとする農家から農地中間管理機構が農地を買い入れて、経営規模の拡大や効率的で安定的な農業経営を目指す農業者へ売り渡しを行う事業です。この事業を利用して農地を売買した場合、税制上の特例措置を受けることができます。

【対象となる農用地等】

農振農用地区域内の農用地等(売渡相手がいる場合に限る)

【売渡の相手方の要件】

以下のいずれかの農業者に該当し、売渡し要件を満たす者

- ① 認定農業者
- ② 特定農業法人
- ③ 基本構想水準到達者
- ④ 認定新規就農者
- 売渡し要件
 - (1) 地域計画の「地域の農業を担う者」に位置付けられていること。
 - (2) 売買する農用地等と現在の経営農地を合わせて、おおそ1ha以上の団地を形成すること。
 - (3) 売買する農用地等を含めて、経営面積が89aを超えること。

【利用申込方法】

所有者と売渡の相手方が一緒に、窓口へ利用相談にお越しください。農地中間管理機構と調整を行った後、必要書類を提出していただきます。

【利用相談窓口】

山形市農業委員会事務局(必ず電話等でご予約ください)

【利用申込相談受付 期限】

- ① R8.7.3(金)まで《所有権移転完了見込：R8.12下旬》
- ② R8.10.2(金)まで《所有権移転完了見込：R9.3下旬》
- ③ R8.12.4(金)まで《所有権移転完了見込：R9.5下旬》
- ④ R9.3.5(金)まで《所有権移転完了見込：R9.8下旬》

利用にあたっての留意事項

- 詳細な利用要件や税制上の特例措置については、市HPを必ずご確認ください。
- 利用の際は、所有者に売却価格の2.0%の手数料が発生します。
- 農地中間管理機構との調整に時間を要しますので、期限に係わらずお早めにご相談ください。



↑市 HPはこちら

農業者年金 現況届に ついて!

5月末頃に農業者年金基金から現況届の用紙が直接受給権者に送付されますので、次のとおり提出をお願いします。なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

- ◆提出時期◆ 6月1日から6月30日まで
- ◆提出場所◆ 市役所6階農業委員会又は最寄りの公民館・コミュニティセンター

経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ

経営移譲年金を受給している方が提出する現況届には右のような質問があります。すべての質問に回答して提出して下さい。

回答に一つでも「はい」があれば支給停止の可能性ありますのでお気をつけください。

※1について、後継者の農作業手伝いは支給停止になりません。

※3について、農地中間管理機構へ貸しても支給停止になりません。

※6について、建物共済は含みません。

《お問い合わせ先》

農業委員会事務局 農政振興係
電話 023-641-1212 内線774

1 あなたご自身が農業を営んでいますか?	はい	いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか?	はい	いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか?	はい	いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか?	はい	いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか?	はい	いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか?	はい	いいえ

令和8年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
7月	6月22日(月)～25日(木)	7月13日(月)
8月	7月21日(火)～24日(金)	8月12日(水)
9月	8月20日(木)～25日(火)	9月14日(月)

※農地法3条(農地に係る権利移動)、4条・5条(農地の転用)等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますのでご予約のうえ事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局(電話 023-641-1212 内線 776・916)

農委広報やまがた
バックナンバーは
こちらから



(編集委員長
丸子 宏)



後列左から：石山広義・小松 武・推名俊明・森田誠一
前列左から：遠藤紀江・丸子 宏・富田理恵子

私たち7名による編集集も最後を迎えました。
山形市内の農業者及び農業関係者の皆様にご愛読いただきましてありがとうございます。
今年は、改選期にあたり編集委員も新たな顔ぶれによる活動となります。今後は、市ホームページを活用したりアルタイムの情報発信を強化するとともに、広報誌についても紙面づくりの工夫や発行ペースの調整を進めながら、より伝わりやすく質の高い情報提供を図ってまいります。

編集後記

